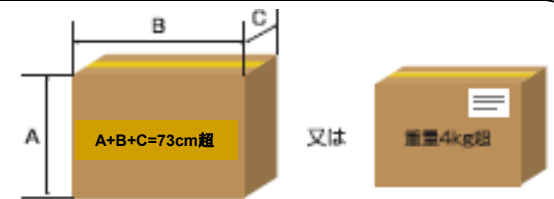


以下の3つの役務のいずれかのサービスを提供する事業

● 1号役務(大型信書便役務)

長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、
又は重量が4kgを超える大型の信書便物を送達



● 2号役務(3時間役務)

信書便物が差し出された時から3時間以内に
その信書便物を送達



● 3号役務(高付加価値役務)

1通の料金の額が800円を超える信書便物
を送達



役務の区別	主なサービス例
① 大型信書便役務	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁と支庁等の中の文書等配送便(巡回、定期集配サービス) ・貨物に同封された信書の送達
② 3時間役務	<ul style="list-style-type: none"> ・バイクや自転車等を利用した急送サービス
③ 高付加価値役務	<ul style="list-style-type: none"> ・メッセージカードや電報類似の配達サービス ・遠距離への急送、高セキュリティサービス